大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条 第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成24年6月8日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 三井アウトレットパーク滋賀竜王 蒲生郡竜王町大字薬師字砂山地先
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三井不動産 株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 代表取締役 菰田正信
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置 4か所
 - イ 駐輪場の位置 1か所
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 出入口9か所
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置 4か所
 - イ 駐輪場の位置 1か所
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 出入口8か所
- 4 変更年月日 平成24年8月末
- 5 変更の理由 工事期間中に伴う配置変更および利用者の安全性と利便性向上を目的に駐輪場の位置を見直したため。
- 6 届出年月日 平成24年5月23日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1 滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1 竜王町産業振興課 蒲生郡竜王町小口3

- (2) 縦覧期間 平成24年6月8日から平成24年10月9日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成24年10月9日
 - ② 提出先 滋賀県商工観光労働部商業振興課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1